

櫛田川流域治水協議会

設立趣旨（案）

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等においては、これまでにない記録的な豪雨により、全国各地で甚大な水災害が発生した。

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川、下水道などの管理者が主体になって行う治水対策に加えて、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域のあらゆる関係者により流域全体で行う治水、「流域治水」へ転換し、①氾濫を防ぐための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に進めることが、国土強靱化年次計画2020等に位置づけられたところ。

櫛田川においても、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、早急に関係者により連携して計画的に推進することを目的として「櫛田川流域治水協議会」を設置するものである。